

## 4. 参考資料

### 親権にかかわる児童養護施設長へのアンケート結果

全国児童相談所長会が実施、発表したアンケートを参考に、児童養護施設長に関係すると考えられる項目について、設問をほぼそのままとして、下記の児童養護施設長を対象に実施したもの。

実施対象：全国児童養護施設協議会協議員 65名

(各都道府県段階の児童養護施設協議会から選出)

回収率：45名(70.8%)

※ 全国児童相談所長会のアンケート結果は、5月31日に開催された「第2回児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」で公表されている。

質問1(施設入所中の親権の取扱いについて)

施設長による子どもへの対処・手続き等が、親権者の親権に優先する枠組みについて

賛成 26名 57.7%	理由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの支援には、施設長の対処が欠かせないものだと思っている。</li> <li>・親権者でも子どもにとって不適切な関わりをしている場合があるため。</li> <li>・子どもの利益を優先させるため。</li> <li>・施設長と保護者の親権で優先すべき範囲を分けることは困難と思われる。よって、監護、教育および懲戒に関する範囲全体が相当である</li> <li>・子どもの医療行為を受けさせることなど、緊急性が高いケースにおいて、親権者の反対で子どもの命を危険にさらしたくない。</li> <li>・優先する内容を明確化する必要がある</li> <li>・ただし、日常生活にかかわる部分等に限定したほうが良い。よって、一部停止や一時停止について、内容や期間等しっかりとアセスメント、および診断できるシステムづくりが最低条件として必要。</li> <li>・入所中に部分的に制限する形で優先することは必要。子どもの利益を優先する観点で即判断すべきことが日常的多いため。</li> <li>・47条2項を強調させ、措置中は優先させることが必要。</li> <li>・ただし、事前にできるだけ保護者の説明が必要。</li> <li>・そのような枠組みを作ることで、親権者との対等の協議が出来るように思っている。</li> <li>・親権者の意見は最大限に尊重するが、子どもの利益を考えると、施設長による措置が優先されて然るべきケースがある。</li> <li>・ただし、監護・教育および懲戒などに関することが、本当に「子どもたちの最善の利益」となっているのかどうか、正しく評価する第三者機関の存在を再確認する必要がある。</li> <li>・児童の最善の利益から考えても、児童の身上監護を行なっている施設長の方が望ましい。</li> <li>・条件付きなど整備は必要だが、そうでないと子どもを守りきれないことがあるため</li> <li>・実際の生活をみているのは施設であり、その長が親権者よりも優先されるべき。</li> </ul>
反対 7名 15.5%	理由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長は他人、親権に対抗して判断できない。</li> <li>・親権者とのトラブルが正面から受けなければならず、施設として大きな負担となる。</li> <li>・司法上で処理すべきであろうし、もう少し具体性が必要。</li> <li>・施設長の職務、権限などから考えると、重すぎるし、施設長の措置に対する保障・保護が見えない。</li> <li>・施設長のなかには資質の問題がある。</li> </ul>
どちらともいえない 10名 22.2%	理由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長が優先するとした場合に、制度上そうであっても施設長の資質次第でその対応が異なる事もあり、実際面で実効力を発揮するためのフォローする司法関与等のシステムも必要なように思う。</li> <li>・親権者の親権に優先する際の諸問題について、まだ施設としての相違が形成されていない。</li> <li>・職責の施設長としても個人的責任範囲が増大かつ重責となる懸念あり。</li> <li>・被虐待受入加算対象児童及び28条措置児童の親権者の親権を部分的あるいは一時的に施設長優先させることには賛成だが、親権の全て施設長優先は、ケースによっては難しい問題が発生するのではないかと懸念する。例えば、多大な財産を持った児童の財産管理等。</li> <li>・親権の内容(部分的)が法的にまとめられるのか疑問である。</li> <li>・勉強・理解不足</li> </ul>

質問2(施設入所中の親権の取扱いについて)

施設長にではなく、児童相談所長(都道府県)に権限を与え、児童相談所長(都道府県)から「委任する」枠組みについて

賛成	24名 52.1%	理由
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・措置権者は都道府県であり、施設側の難しいケース対応が増えると思われることから、より連携を図る上からも委任する形が良いように思う。</li> <li>・措置権限者が権限を持つことによって、親と施設との関係にワンクッションできること。また、そのことが子どもにとってもプラスになると思う。</li> <li>・児童相談所と施設との共同による親権行使により、実親への対応がよりの確に行いやすい。</li> <li>・措置権者は都道府県であることから、都道府県から施設長に親権を委任することが望ましい。また、施設長の親権乱用を防ぐためにも、都道府県の関与も必要であると思われる。</li> <li>・現実的なトラブルが発生した場合、親との交渉に他機関がワンクッション入ったほうが良いケースがある。</li> <li>・施設長のみでは親権者とのトラブルに対応するのが困難</li> <li>・所轄の公的機関に権限強化が必要。</li> <li>・児童相談所長も相応の責任を負うべき</li> <li>・措置権者である行政との関係から、また、公に責任を明確化するために+</li> <li>・児童相談所長に措置権があるため。</li> <li>・社会的養護という概念を考えた時、妥当だと考えている。</li> <li>・入所は児相所長の行政処分であり、行政処分者が一定の親権(散髪など日常生活にかかわるもの)を委任すれば、児相所長の監督で適正な親権行使が担保される。</li> <li>・県や児相の権限があると安心である。</li> <li>・児童相談所の権限であるべき</li> <li>・施設長にすべて任せるとは、児童相談所で客観的に判断するなど、ワンクッション置くことが望ましいと思われる。</li> </ul>
反対	12名 26.1%	理由
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所長は転勤があり、本当に親権者として適当なのか</li> <li>・緊急性の高いケースについて、日常的に最も近い施設長のほうが良いと思われる。</li> <li>・公権力としては児童相談所長の権限が必要と思われるが、日常の枠組みとしては、すぐに対応できる施設長の方が適当であろう。</li> <li>・日常的な身上監護は常に拙速が優先される。</li> <li>・形式的で実効性に乏しい</li> </ul>
どちらともいえない	8名 17.4%	理由
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、事例によって親支援がより困難なケースは、児童相談所長が親権を持つなどもあってよいと考える。</li> <li>・もともと措置権者である児相から、子どもの措置(入所)、つまり委任されているので、第一義的に施設長に親権の権限が与えられることになるのではないだろうか。その際でも、児相長と施設長は、風格として機能するのでは。</li> <li>・部分的又は一時的な親権制限がかけられる制度となれば2に○を振るが、オールオアナッシングならば1に○を振る。</li> <li>・日常的に児童に接していない制約が様々な場間で表面化すると思う。</li> <li>・どちらでも良い</li> <li>・ケースバイケースによるので、どちらとも言えない。</li> </ul>
NA	2名 4.3%	

質問3 児童相談所長、施設長等(里親含む)が、親権者の同意なく医療行為を受けさせることができることについて

賛成 28名 60.9%	理由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に同意が必要だと思われるが、子どもの生死に関わることや、健康に関しては児童相談所、施設長等を優先させてよいと思う。</li> <li>・緊急対応などで、困ることになる。</li> <li>・子どもの利益を優先させるため</li> <li>・医療行為に関しては迅速な対応が望まれるケースが多くあると思われます。そのような場合に親権者の同意を取って医療行為を行なっているのは命に関わることも出てくると考えられます。</li> <li>・不慮の事故等、医療的な処置が急務な場合、日常的に連絡がつかない親が多数いるため。</li> <li>・緊急性に対応できるように</li> <li>・緊急性の高い場合を考えれば、同意を待たず、実施することも必要と考える。</li> <li>・緊急の処置が必要な場合など、子どもの健康を考えれば、児童相談所長や施設長の判断も必要となる。</li> <li>・その要件を判断できる親権者が少ない(行方不明も含めて)。一方で親権者への説明は必要不可欠。</li> <li>・緊急時の判断は、医学的にも所見に基づくことを原則とする。</li> <li>・命を預かっている。</li> <li>・特に緊急時の対応として必要</li> <li>・医療行為は緊急性が高いため。</li> <li>・子どもの生命を最優先するため。</li> <li>・服薬と手術とは同列に考えにくい</li> <li>・基本的には、インフォームドコンセントを大切に、親権者に対し説明と同意を原則としているが、親権者の意向が不適切な場合や緊急性の高い場合を考えると望ましいのではないかと考える。</li> <li>・医療行為、特に児童の健康に関わる場合、的確な判断ができると思われるから。</li> <li>・現場では児童の疾患を黙認できない。</li> <li>・受けさせられないことにより子どもの身、生命が危険にさらされるため</li> <li>・できる限り同意を得るが、緊急の場合は子どもの生命に関わることなので同意なしでも医療行為を受けさせるべき。</li> </ul>
反対 2名 4.3%	理由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親権者が子に対する責任を認識するのに役立っている事項である。宗教上親が同意しない場合は別途司法の速やかな判断が必要。</li> </ul>

どちらともいえない 13名 28.3%	理由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースバイケースである。</li> <li>・宗教上の理由等により同意を得られない場合もあり、児童の福祉の観点からすれば施設側の対応が妥当かどうかの判断は容易だが、その後の対応に相当苦慮することもあり得るため、医療行為を受ける是非を確認するためにも児童相談所を経由した司法の判断が必要ではないかと思う。</li> <li>・医療行為による問題発生も考えられる</li> <li>・医療については生命に直結し、日常的な医療行為と手術等重大な医療行為を分けるべきであろう。(入所の時点で確認書を取り交わす必要はある)</li> <li>・無条件に可能とするのは認められない。医療トラブルなどの多い中、基本は親同意を前提とするが、子の利益に反する輸血拒否や、緊急を要する場合などの条件つきで。</li> <li>・結果、重度の障害が残った場合の責任が施設長あるいはその施設を運営している法人に生じる可能性がある。原則、親権者の同意が必要ではないか。医療的ネグレクトケースと他の養護ケースを明確に区別しておく必要があるように思う。</li> <li>・虫垂炎などの緊急の場合は施設長の同意でしたことがある。緊急の場合を除いては親権者の同意をとるべきである。</li> <li>・権限の範囲を限定できれば</li> </ul>
NA 3名 6.5%	